旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の一部を改正する。
施行期日　平成27年4月1日

▼行政委員の報酬の特例に関する条例
職務を長期間行うことができなくなった行政委員の報酬について、職務を行うことができなくなった期間に応じて減額する。
施行期日　平成27年4月1日

▼公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例
公共の場所における客引き行為等を防止するため、必要な事項を定める。
〔規定する主な事項〕
(1)　区および区民等の責務
(2)　指導に関する規定
(3)　客引き行為等防止特定地区の指定
(4)　警告、勧告等に関する規定
(5)　勧告に従わない者に対する罰則規定
施行期日　平成27年7月1日（警告、勧告等および罰則に関する規定は平成27年10月1日）

▼私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業における保護者の負担能力に応じた利用者負担額を定める。
施行期日　平成27年4月1日

▼指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
地方分権改革の推進を図るため、介護保険法が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める。
施行期日　平成27年4月1日

▼地域包括支援センターの包括的支援事業等の人員の基準等に関する条例
地方分権改革の推進を図るため、介護保険法が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業等の人員の基準等を定める。
施行期日　平成27年4月1日

条例（一部改正）

▼情報公開・個人情報保護条例
「独立行政法人通則法」および「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、規定を整備する。
施行期日　平成27年4月1日

▼行政手続条例
行政手続法が改正されたことに伴い、処分および行政指導に関し、区民の権利利益の保護の充実を図るための手続を定める。
その他　付則において、「特別区税条例」の一部を改正する。
施行期日　平成27年4月1日

▼特別職報酬等審議会条例
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、教育長の給料の額を特別職報酬等審議会の審議事項とする。
施行期日　平成27年4月1日

▼青少年問題協議会条例
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、規定を整備する。
施行期日　平成27年4月1日

▼ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例
医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合における損害賠償の請求権の譲渡等に関する規定を定める。
施行期日　公布の日

▼子どもの医療費の助成に関する条例
医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合における損害賠償の請求権の譲渡等に関する規定を定める。
施行期日　公布の日

▼保育の実施等に関する条例
子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、保育所における新たな保育料の区分ならびに区立認定こども園における保育料および入園料の算定の基準となる階層区分を定めるとともに、多子軽減制度を拡充する。
施行期日　平成27年4月1日

▼区立保育所における延長夜間保育等に関する条例
子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、保育所における新たな保育料の区分ならびに区立認定こども園における保育料および入園料の算定の基準となる階層区分を定めるとともに、多子軽減制度を拡充する。
施行期日　平成27年4月1日

▼介護保険制度に関する条例
平成27年度から平成29年度までにおける保険料率を定めるほか、リハビリサービス特別給付を地域支援事業に移行する。
(1)　第一号被保険者の保険料〔基準額〕　月額5千300円
(2)　保険料率の区分
〔現　行〕　所得に応じて13段階
〔改正後〕　所得に応じて14段階
施行期日　平成27年4月1日

▼指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例
介護保険法施行規則等が改正されたことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例
介護保険法施行規則等が改正されたことに伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を見直す。
施行期日　平成27年4月1日

▼区立心身障害者福祉会館条例
貸出施設の一部を廃止するほか、訓練室の利用料金を見直す。
施行期日　平成27年4月1日

▼障害者福祉手当条例
障害者福祉手当の額を引き上げる。
(1)　特殊疾病により患している者以外に係る第二種手当
〔現　行〕　4千500円
〔改正後〕　8千500円
(2)　特殊疾病により患している者に係る第二種手当
〔現　行〕　1万円
〔改正後〕　1万5千500円
施行期日　平成27年4月1日

▼手数料条例
受益者負担の適正化を図るため、手数料を新設するほか、組織改正に伴い規定を整備する。
(1)　「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の申請に係る審査手数料の新設
〔手数料の額〕
高度管理医療機器等販売業または貸与業許可申請手数料　3万4千100円
(2)　「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に基づくマンション敷地売却事業に係る登記に関する証明書の交付手数料の新設
〔手数料の額〕
マンション敷地売却事業に係る区分所有権または敷地利用権の取得の登記に関する証明書交付手数料　400円
(3)　「建築基準法」に基づく建築物に係る特定構造計算基準等に関する適合審査手数料の新設
〔手数料の額〕
特定構造計算基準等適合審査手数料　床面積1千㎡以内　15万6千円　など
施行期日　平成27年4月1日（マンション敷地売却事業に係る登記に関する証明書の交付手数料に関する改正規定は公布の日、建築物に係る特定構造計算基準等に関する適合審査手数料に関する改正規定は平成27年6月1日）

▼行政委員会の委員の報酬および費用弁償に関する条例
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、教育長の表彰について、区長および副区長と同様の取扱いとする。
その他　付則において、「区議会議員、教育委員会委員、監査委員並びに選挙管理委員会委員表彰条例」の一部を改正する。
施行期日　平成27年4月1日

▼職員定数条例
行財政の見直しに伴い、職員の定数上の措置を行う。
〔現　行〕　2千480人
〔改正後〕　2千475人（平成28年3月31日までは、70人を限度として定数外とする。）
施行期日　平成27年4月1日

▼職員の給与に関する条例
特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与を改定する。
(1)　給料月額および地域手当の改定
(2)　単身赴任手当の改定
(3)　管理職員特別勤務手当の改定
(4)　勤勉手当の支給月数に係る各期別の割振りの改定
施行期日　平成27年4月1日

▼職員の退職手当に関する条例
在職期間中における職員の職務および職責に応じた貢献度をより一層反映させるため、退職手当の調整額を引き上げる。

▼区立区民住宅条例
カリフール東中延、桃李邦、鏑木レジデンス、グラス・ハイムおよびアメニティ55の借上期間が満了することから、公の施設としての位置付けを廃止する。
施行期日　カリフール東中延および桃李邦の廃止に係る改正規定は平成27年7月1日、鏑木レジデンスの廃止に係る改正規定は平成28年2月1日、グラス・ハイムおよびアメニティ55の廃止に係る改正規定は平成28年4月1日

▼建築審査会条例
「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」が改正されたことに伴い建築審査会を招集すべき事案等を新たに定めるほか、組織改正に伴い規定を整備する。
施行期日　公布の日（組織改正に伴う改正規定は平成27年4月1日）

▼教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことに伴い、規定を整備する。
施行期日　平成27年4月1日

▼区立幼稚園条例
子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、区立幼稚園における保護者の負担能力に応じた保育料および入園料の算定の基準となる階層区分を定めるとともに、多子軽減制度を導入する。
施行期日　平成27年4月1日

▼幼稚園教育職員の給与に関する条例
特別区人事委員会勧告を踏まえ、幼稚園教育職員の給与を改定する。